

# 新潟県社会福祉法人経営青年会規程

## (設 置)

第1条 この会は、新潟県社会福祉法人経営者協議会（以下「県経営協」という。）会則第16条第2項に基づいて設置する。

## (名 称)

第2条 この会は、新潟県社会福祉法人経営青年会（以下、「本会」という。）と称する。

## (目 的)

第3条 本会は、新潟県下の社会福祉法人に従事する青年経営者・管理者等の資質向上を図り、社会福祉法人の経営の充実・発展に寄与することを目的とする。

## (事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 会員の資質向上のための事業
- (2) 社会福祉法人における経営、財務、労務等諸問題に関する研究
- (3) 会員相互の情報交換、研鑽及び交流
- (4) 全国社会福祉法人経営青年会活動への協力
- (5) 県経営協事業への協力
- (6) その他本会目的達成のための事業

## (会 員)

第5条 本会の会員は、満50歳未満の社会福祉法人に従事する青年経営者・管理者等とする。

2 会員は、本会への入会を所属法人の理事長が推薦した者とする。

3 会員は50歳に達した年度末をもって、その資格を失う。

## (入 会)

第6条 本会への入会は、所属法人の理事長の推薦を得た者について、会長が承認するものとする。

## (退 会)

第7条 会員が本会を退会しようとするときは、その理由を明らかにして、会長に文書をもってその旨を届けなければならない。

## (全体会)

第8条 全体会は、本会の議決機関であり、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 規程の制定及び改廃に関する事項
- (4) 役員・活動検討委員の選任に関する事項
- (5) その他、会長が付議した事項

2 全体会は、毎年1回以上、会長が招集する。

3 全体会の議長は、会長が務める。

- 4 全体会は、会員の過半数の出席がなければその議事を開き議決することができない。
- 5 全体会の議事は、出席者の過半数で決する。
- 6 全体会の決定事項は、県経営協総会に報告するものとする。

(役員等)

第9条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
幹事	若干名

- 2 会長は、本会の設立趣旨に基づき、会全般を掌握する。
- 3 会長は、全国社会福祉法人経営青年会の県選出委員とする。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 幹事は、本会の企画、立案、運営にあたる。
- 6 役員活動を支援するため、活動検討委員を若干名置くことができる。
- 7 役員は定期的に役員会を開催することとし、活動検討委員も役員会に出席して意見を述べるができる。
- 8 活動検討委員は、会長の指示を受け、単独で活動検討会議を開催することができる。
- 9 役員は、役員会において候補者案を作成し、全体会において承認する。

(任期)

第10条 役員及び活動検討委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員及び活動検討委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員及び活動検討委員の任期は、県経営協役員の任期と同一とする。

(経費)

第11条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

- 2 会費は、会員一人あたり年額 15,000 円とする。年度途中の入会についても同額とする。

(会計)

第12条 本会の会計区分は、県経営協の特別会計とする。

(委任)

第13条 この規程に定めるものの他、本会の運営につき必要な事項は会長が別に定める。

(附則)

- 1 設立時に就任する役員任期は、第8条の規定にかかわらず、新潟県社会福祉法人経営者協議会の役員任期と同じとする。
- 2 この規程は、平成15年12月10日から施行する。
- 3 この規程の一部改正は、平成25年6月21日から施行する。
- 4 この規程の一部改正は、平成29年6月28日から施行する。

(名称の変更及び活動検討委員の明記他)

- 5 この規程の一部改正は、令和2年6月29日から試行する。